

県産品の販路拡大に向けて

岩手県産株式会社
代表取締役社長 大 沼 勝



岩手の豊かな資源は、多くの県産品を生み出してきました。そして、県産品の生産活動は、古来、各地の主要産業として、地域経済を支えています。県産品の販路拡大は、本県の産業振興の大きな柱の一つなのです。

しかしながら、昨今の県産品を巡る市況は、非常に厳しい環境下にあります。長引く景気の低迷、消費者ニーズの多様化、産地間競争の激化など、多くの困難に直面しています。こうした時代の変化に対応することは決して容易ではありませんが、社会や経済の大きな変化の方向を見失うことのないよう、岩手県産株式会社は懸命の努力を続けています。

県産品の新たな需要の創出と販路の拡大を図るには、まず県産品に対する信用力を一層高めることが大切です。いいものだからと甘んじることなく、商品の安全、安心等をアピールし、県産品の良さを認識してもらうことが肝要です。

これまで物産展や商談会など、機会あるごとにアピールし、新規販路の開拓等を進めてきました。県産品のPRと販路拡大には、物産展が有効な手段です。物産展を基盤に成長した岩手の特産品や企業はたくさんあります。しかし、物産展とりわけ総合展の開催回数は、他県との競争激化のなかで、年々減少してきています。百貨店側の対応も収益性重視の見方に変わっていますので、これまで以上に優れた企画力と販売成績が求められます。関係者が結束して、催事効果を高めることが

従前にも増して重要になってきています。

一方、全国展開という視野に立つと、県内での小さな競争はあまり意味がありません。産地間競争を乗り越え、全国ブランドに対抗するため、新たな商品企画やデザイン開発を進めることとしています。県産原材料を生かしたこだわりの製品や消費者の生活様式にあった商品の開発を目指しています。

市場の需要は、常に一様ではありません。世の中の変化、私達の生活の変化につれて、需要も変化を続けていきます。この市場の需要の実態をよく見きわめ、それに合わせる努力を企業側が怠ったとき、その製品は消費者から見向きをされなくなります。

市場の動向を的確に把握するため、アンテナショップ「いわて銀河プラザ」等の運営を通じて、商品情報の収集と地場産業への情報提供にも努めています。とくに今年度は、新商品のチャレンジ販売や消費者モニターを実施することとしています。

また、全国の岩手ファンの人達の間で、DM等の通信販売が重要な役割を果たしています。人は動かなくても、物は動く時代です。インターネットの普及に伴い、ホームページの拡充の必要性を感じています。

県産品の販路拡大に向けて、業界の連携と協調が大事なときです。中小企業団体中央会傘下の皆様方の御協力をよろしく願います。



昨年の岩手県大会における決議経過報告（知事要望分）

第31回中小企業団体岩手県大会は、昨年9月16日開催され、提出された11の議案はすべて、国・県はじめ関係各当局に対し、要望、陳情を行いました。その内、県より提出された知事要望分の大会決議の経過（対応状況）は次のとおりです。

(1) 地域活力の維持・向上

地域中小企業の持続的発展のため、組合等連携組織による事業転換、新市場開拓等新たな取り組みに対し、事業の成長段階に応じた長期・反復的支援を強化すること。

消費者ニーズの多様化や経済のボーダレス化に伴う競争の激化等に対応するため、県内中小企業が相互に連携して事業転換や新分野への進出、新市場の開拓を行う必要があります。

このため、県では、貴会が実施する密着型の企業指導や専門家の活用によるコンサルティング指導などにより、新たな連携の構築からマーケティング、販売に至る、企業の成長段階に応じた支援を行う中小企業連携組織等支援事業に補助しているところです。

今後とも、中小企業の連携の強化を支援するとともに、組合が行う事業の円滑な実施が図られるよう取り組んでいきます。また、中央会におかれましても、事業の効果的な実施について、引き続き創意工夫されるよう期待しております。

地域雇用への影響が甚大なことから、平成17年度の県工事については一定の水準を維持し、かつ地域のバランスを考慮した計画的な発注を行うこと。

本県は、多額の県債残高を抱え、その償還額が累増するなどして財政の硬直化が進んでいる状況にあることから、今後も持続可能な財政運営が行えるよう行財政の抜本的な改革を進めることとし、健全財政への道筋として平成15年10月に「岩手県行財政構造改革プログラム」を策定しましたが、このプログラムでは、公共事業については、投資規模の適正化を図ることとし、平成14年度当初予算を基準として平成16年度までに段階的に30%削減し、国の経済対策が推し進められる以前（平成3年度以前）の水準にすることとしていたところです。しかしながら、平成16年度予算において地方交付税が大幅に削減されるなど、プログラム策定時の想定を超えて財源不足の拡大が見込まれることから、その解消を図るため、現在更なる歳入の確保と歳出の削減に向けて全庁的に徹底した見直しを行っております。

平成17年度の予算編成に当たっては、国の概算要求基準において公共投資が前年度に引き続き3%の減となることに加え、本県においては、県税収入の大きな伸びが期待できないうえ、平成17年度以降も地方交付税等の減収が見込まれることから歳出全般にわたる見直しが不可欠であります。このような状況の下、今後、公共事業予算を効率的・効果的に活用するため、「選択」と「集中」を徹底することとなりますが、県内業者への優先発注や県民ニーズが高く、地域への経済効果が高いと考えられる事業については優先的に実施するように努め、公共事業の計画的な実施に努めて参ります。

介護、宅配、子育て支援等の生活サービスを提供するコミュニティビジネスや地域通貨など、地域社会に密着した多様なサービスが創出されつつあることから、こうした新たなサービス業の叢生を促進するための情報、人材、マーケティング、資金等の総合的な支援策を一層充実すること。

平成15年度から商店街の空き店舗を活用し「いわてコミュニティ・ビジネスセンター」を開設し、企業経営経験者を専任コーディネーターとして委嘱し、その支援にあたっています。さらに各地方振興局や地域の商工団体・NPO等と連携を図りながら、新たな事業の掘り起こしを目的としたワークショップを各地で開催しているほか、その新規事業の立ち上げにあたっての経費を補助金交付により支援しているところです。

今後は、コミュニティ・ビジネスの多様な可能性が十分に発揮されるよう、地方における

多様な担い手（女性、高齢者等）による、幅広い産業（農林水産、福祉等）を育成するなど、地域の特色を活かした個性ある産業の育成に努めて参ります。

(2) 中小企業に対する官公需の増大

地元中小企業への優先発注を促進すること。また、県外企業が元請となった場合でも、県内企業が供給可能な資材及び役務の活用を条件づけるなど地域需要の喚起に配慮すること。

県ホームページでの工事入札情報の公表により情報発信を進めるとともに、官公需適格組合を県関係機関に周知して活用を要請し、また、「中小企業者に関する国等の契約の方針」を県関係機関及び市町村に対して周知を図るなど、今後とも地元中小企業者の受注機会の確保につき努めて参ります。また、平成 15 年 8 月 1 日以降に締結される県営建設工事の契約の中に、下請契約及び資材納入契約について県内企業を優先するとともに、岩手県産の建設資材を活用するよう要請する条項を請負契約書の付記条項として定めており、県営建設工事を落札した業者への協力を要請しております。

地元中小企業の育成ため、随意契約の積極的な活用と適用限度額の大幅な引き上げを行うとともに、官公需適格組合の活用について、一層配慮すること。

地方公共団体が契約を締結する場合は、公正性、経済性の観点から一般競争入札が原則となっており、その例外として「その予定価格が地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 号 及び同施行令別表第五が定める額の範囲内において、普通地方公共団体の規則で定める額を超えないとき」などの場合は、随意契約によることができるとされているものですが、本県では、会計規則の中で、この「随意契約によることができる」額を地方自治法施行令の限度額と同額に定めております。また、毎年度閣議決定される「中小企業者に関する国等の契約の方針」を参考として、官公需適格組合が取扱う物品の購入は、公正な競争が確保できる範囲内において、できる限り官公需適格組合の受注機会を確保するよう努めていきます。

官公需発注については、分離・分割発注を促進を図るとともに、最低制限価格制度を厳守すること。また、発注予定価格の積算に際しては、労務単価及び資材単価等は実勢価格とすること。

県営建設工事の発注にあたっては、工事の難易度、現場条件、地域の実情などを総合的に判断し、適切なロット規模の発注形態となるよう配慮しています。なお、受注機会確保の観点から、専門工種については原則（他工種との一体整備が必要である場合等を除く）として分離発注としています。また、最低制限価格制度は、これを下回った者を一律に失格とするものであり、引き続き低入札価格調査制度とあわせて厳格な運用に努め、採算を度外視したような過度な安値受注は的確に排除することとします。

県土整備部が設計積算（予定価格の算出）に用いる設計単価のうち、労務単価は、前年 10 月に施工中の公共工事を無作為抽出し、賃金の支払い実態調査を行い決定しています。

また、資材単価は、毎年 2 月の実勢価格調査に基づき、4 月 1 日以降の単価を設定し、市場の変動状況を毎月確認し、価格変動が大きい資材等は、年度途中で単価改定を行っています。したがって、県土整備部が設計積算に用いる設計単価は、実勢に即した適正な単価であると判断しています。

指定管理者制度の施行にあたっては、公共サービスや公共施設の運営に専門的な能力と実績を有する中小企業組合等の機能を活用し、積極的に委託すること。

指定管理者制度の導入については、各部局において所管している個別の施設の管理のあり方について検討のうえ、条件が整った施設から個別の施設設置条例の改正等を行い、順次指定管理者制度に移行していくこととしており、平成 17 年 4 月から岩手県公会堂において制度を導入しており、残る管理委託施設についても平成 18 年 4 月の制度導入を目指して取り組んでいるところです。なお、指定管理者の指定に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出して頂き、最も適切な管理を行うことができる者を選定することが望ましいことから、原則として「公募」を予定しており、管理経費の縮減を図りつつ、その施設の効用を最大限に発揮するような施設運営ができる団体を選定していくこととしています。

(3) 中心市街地活性化支援の強化

中心市街地への公共サービス施設・文化施設・福祉施設等を計画的に設置すること。

中心市街地への公的施設の計画的な設置については、基本的にはそれぞれの自治体の主体的な判断によるまちづくりプランの中で行われるものと考えますが、現在、中心市街地活性化法に基づく市町村基本計画を策定している団体（25 団体）については、その計画における計画的な施設配置の実施について、県として助言するとともに、各種支援制度（補助制度）などにより支援していきたいと考えております。

歩道の整備を一層推進するとともに、NPO・大学・地域住民団体等との連携活動など、総合的な支援策を強力に推進すること。

歩道の整備など、安全・安心なまちづくりの推進については、地元住民や行政などの連携による具体的計画づくり及び中心市街地活性化における効果的な位置づけ、計画的な推進等が重要と考えており、そのような地元の主体的な取り組みに対して支援して参りたい。

また、県としては、中心市街地活性化のためには、商業者のみならず、NPO、大学、地域住民団体等、さらには関係機関（行政、商工団体等）の多様な担い手の協働による「生活者視点」の取り組みが重要と考えており、これら協働の取り組みを支援して参りたい。

市街地商業施設との競争条件を公平にするため、郊外に出店する大型店に対する固定資産税の算定基礎の見直しを行うこと。

固定資産の評価は、地方税法の規定により総務大臣が告示した「固定資産評価基準」によって行うこととされており、固定資産の価格を市町村長が決定することとされています。

この「固定資産評価基準」を用いて評価することにより、固定資産の評価の適正化と均衡化の確保が図られることから、全ての固定資産を統一的な評価基準によって評価することとされています。よって、特定の地域に所在する固定資産や特定の用途に使用する固定資産について、「固定資産評価基準」によらない評価を行うことは、固定資産税の性格や公平性の観点から地方税法上できないことになっています。

(4) 産業廃棄物・リサイクル問題に対する支援

県は、県内の再生資源業者が開発したリサイクル材を活用するとともに「エコマーク商品、リサイクル材活用5カ年計画」を策定するなど、普及への具体化を急ぐこと。

県発注工事における用途に応じたリサイクル材の活用目標・リサイクル材混入基準等を策定し、公表すること。

県では、リサイクル製品の消費・流通を促進するため、リサイクル製品の信用を高め需要を拡大する方策として「岩手県再生資源利用認定製品認定制度」を実施しており、認定を受けた製品の周知と県における優先的利用に努めています。今後、リサイクル製品の市場形成という点から積極的なPRにより認定製品の増を図るとともに、県による率先利用を拡大するため、本年度、新たに策定した「岩手県再生資源利用認定製品の優先利用に関する基本方針」に従い、全庁的な取り組みのもとに利用実績の向上を目指すこととしています。

廃棄物の最終処理場等の確保・設置に関する強力な指導・援助を行うこと。

最終処分場については、県では、現在、第2クリーンセンターの整備に向けた検討を進めているほか、江刺市にあるいわてクリーンセンター最終処分場の第2期工事を計画しています。

(5) ITの活用に対する支援

電子受発注システム（EOS）等ITの活用による中小企業の経営力、販売力強化を促進するため、コンサルタント等の長期派遣制度の創設等の支援強化を行うこと。

中小企業のIT活用に対しましては、（財）いわて産業振興センターが行う情報化支援事業や専門家派遣事業、貴会が行う連携組織等支援事業などにより支援いただいているところであり、県といたしましても、その重要性を認識し、補助金を交付することにより支援いたしているところです。

ご要望の新制度の創設につきましては、現下の県財政の状況からも、単独での創設は容易ではありませんが、現行制度の維持、事業内容の検討により、中小企業のIT活用に対して長期・継続的に支援できるよう対応していきたいと考えております。

産業・業種の垣根を超えた各種支援策を総合的かつ効果的にデータベース化し、連携支援を効率的に行えるよう環境を整えること。

岩手県のホームページを通じて、県関係の補助・負担・融資制度をデータベース化し、総合的に御案内を行っているところです。また、さらに主要施策については、例えばコミュニティービジネスの専用サイトのように、利用者の支援機能も付加した、より活用しやすい情報提供に努めているところです。

今後は、各種支援制度を連携させ、現場レベルでの産業支援を促すような戦略的な情報提供の視点も必要ではないかと考えます。産業支援の関係団体等の皆様のご意見をお伺いしながら、より良い情報環境が構築できるよう検討していきます。

(6) 組合関係補助金の弾力的運用

補助事業の実施期間を複数年度まで可能となるよう交付システムを改善すること。
年度途中の利用等、随時対応可能な補助金制度とすること。

補助事業の複数年度については、補助事業の単年度会計が原則であり、交付システムの改善は困難です。しかしながら、運用面で、例えば市場調査、商品開発、販路開拓などを、事業計画に基づき複数年で取組めるような事業の仕組みにするなどの対応も行っているところです。

また、補助事業の年度途中の利用につきましては、同一年度内に複数回事業募集を行うなど、年度途中でも事業利用が可能となるような取り組みも始めているところです。

今後なお一層、組合等の事業者が利用しやすい補助事業となるよう努力していきます。

県内木材産業の振興を図るため、木材高度化資金等補助事業を拡充すること。

多様化する木材需要や住宅の性能保証時代に即応した生産・供給体制の整備を進めていくため、予算の確保を図っていきます。

また、制度資金については、これまで林業関係団体の広報紙や市町村の広報紙を活用しながら周知を図ってきたところですが、今後においては、資金の対象者へのアンケート調査等により、PRの成果を検証し、その成果を踏まえて一層の周知を図っていきます。

(7) 県産品愛用運動の徹底と市場開拓の強化

県産品の普及向上を県民運動としてさらに活発化するため、「地産地消」を一層促進するとともに、県外・国外へ向けたマーケティング力を強化し、県内企業の振興と県勢の発展を図ること。

県産品愛用運動については、ギフト需要期の7月、12月を県産品愛用月間と定め、県内各地の県産品販売施設等へのPRポスターの掲示、県政テレビ番組、新聞広告等を活用し、広く県民の皆様にご利用促進の呼びかけを行なっています。さらに近年は、農林水産部の地産地消運動と連携した運動の展開（共同フェア等）を行うなど、運動の効果的な展開に努めています。

また、県外においては、アンテナショップとして設置している東京銀座の「いわて銀河プラザ」、福岡市の「みちのく夢プラザ」、更に平成16年7月にオープンした大阪市の「きた東北発見プラザ」を拠点とした県産品の情報発信や販路開拓を促進するとともに、東京日本橋、名古屋市、大阪市を中心とした物産展での県産品の展示販売を行なっており、こうした取り組みを通じて、県内地場産業の振興を支援していきます。

さらに、海外においては経済成長が目覚ましい中国市場に着目し、大連商談会を開催したほか、平成17年度には大連事務所を開設し、対中国経済交流を推進していくことにより、本県経済のさらなる活性化を支援していきます。

平成 17 年度第3回理事会を開催

去る8月4日、岩手県民会館第2会議室で、平成17年度第3回理事会を開催しました。

今回の理事会で協議の中心となった事項は、今年6月に県内10地区で開催した「地区別懇談会」で会員の皆様から寄せられた国・県に対する要望についてであり、当理事会では、その要請に対する善後策を協議するとともに、それを基に県選出の国会議員等や県知事に対して行う要望事項について決議しました。

国に対しては、原材料や流通コストなど多くの分野で中小企業の収益に大きな影響を及ぼすこととなる急激な原油価格の高騰を受けた「原油価格調整制度」導入をはじめ、中小企業関係税制、業界の安定や過当競争の防止等を考慮した規制緩和など、県に対しては、地域雇用への影響が大きい県内中小企業に対する官公需や中心市街地活性化支援の強化についてな



ど、中小企業がその潜在能力を遺憾なく発揮できるよう、国や県に働きかけることにしました。

例年、これらの「要望事項」は「県大会」で決議していましたが、今年度は中央会創立50周年式典と重なるため、県大会単独での開催は見送り、理事会議決を経て行うこととなったものです。なお、県選出の国会議員等・県知事への要望はそれぞれ9月中に行う予定です。

平成17年度第3回理事会への提出議案は以下のとおりです。

第1号議案 特定退職金共済制度特別会計の決算及び予算の承認について

第2号議案 地域中小企業振興に関する県選出国会議員等及び知事への要望について

県選出国会議員等に対する要望事項

県知事に対する要望事項

第3号議案 創立50周年記念式典における「中小企業庁長官表彰」及び「東北経済産業局長表彰」の選考基準、選考委員について

第4号議案 表彰要綱の一部改正について

第5号議案 加入承認について

「平成 17 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」決まる

政府は、7月15日、中小企業者に関する官公需の受注機会の増大を図るため、「官公需についての中小企業者の受注確保に関する法律」第4条に基づく、「平成17年度中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定した。その概要は以下のとおり。

中小企業者の受注機会の増大のための措置

国等は、前年度までの中小企業者に関する国等の契約の方針に定められた措置について一層の徹底を図るものとし、平成17年度においては、次の措置を強力に推進するものとする。

- (1) 情報提供の促進
- (2) 中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供及び受注機会の増大
- (3) 官公需適格組合等の活用
- (4) 指名競争契約等における受注機会の増大
- (5) 中小企業者への説明の徹底
- (6) 銘柄指定の廃止
- (7) 分離・分割発注の推進
- (8) 計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮
- (9) 適正価格による発注
- (10) 地方支分部局等における地元中小企業者等の活用
- (11) 中小建設業者に対する配慮
- (12) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大
- (13) 新規開業者に対する受注機会の増大に向けての措置
- (14) 調達手続に関する簡素・合理化
- (15) 中小企業者の自主的努力の助長

中小企業者向け契約実績、契約目標

(単位：億円)

	平成16年度実績			平成17年度目標		
	官公需 総実績額 A	中小企業者 向け契約実 績額 B	B / A (%)	官公需 総予算額 C	中小企業者 向け契約目 標額 D	D / C (%)
国	55,446	24,293	43.8	51,946	22,658	43.6
公団等	44,404	22,231	50.1	41,086	20,783	50.6
計	99,850	46,524	46.6	93,032	43,441	46.7

官公需に係る施策の推進

(1) 国等は、本方針について、中小企業者向け契約目標の設定に係る透明性を確保するとともに、一層の普及及び徹底を図るものとする。

(2) 各省各庁等は、上記の各種施策の実施状況を十分に踏まえ、上記の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知するなど、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の実施について遺憾のないよう努めるものとする。

(3) 国は、地方公共団体に対し、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請しているところであるが、その実施に際しては、公共工事の効率的執行の確保に留意し、行き過ぎた施策をとらないよう要請する。

岩手県中小企業団体中央会創立50周年記念事業

中国大連経済事情視察のご案内

平成17年度本会では、創立50周年記念事業の一環として、県内組合および企業等の中国市場の開拓、生産工場等の進出など経済交流の促進を目的に、本県事務所が4月に開設されております中国大連市の経済事情視察を企画いたしました。2008年北京オリンピック・2010年上海万博開催を前に、著しい発展を続ける中国をご自身で感じてきませんか？皆様のお申込みをお待ちしております。

なお、当初ご案内の内容に変更が生じたことをご詫言申し上げます。

記

1. 視察日程：平成17年10月15日(土)～10月19日(水)(4泊5日)
2. 訪問先：中華人民共和国 遼寧省 大連市
3. 参加費用：お一人様当たり 159,000円
(1室2名利用、花巻空港発着大連空港直利用、1人部屋の場合26,000円追加)
4. 参加申込み締切：平成17年9月15日(締切後の申込みはご相談ください。)

主な視察行程(予定)

<花巻空港発着>

10月15日(土)	午前：花巻空港集合 午後：花巻空港発、大連空港着後、専用車にてホテルへ
10月16日(日)	午前：県大連事務所内覧・県内進出企業視察 午後：旅順地区戦跡視察(203高地・水師營・東鶏冠山等)
10月17日(月)	午前：大連商談会見学・商業施設(カフル・マイカ・地元デパートなど)視察 午後：ジェットロ大連事務所による「現地経済事情説明会」および大連市対外貿易合作局による「投資環境等説明会」
10月18日(火)	午前：大連ソフトウェアパーク視察 午後：「いわて食品フェア」見学・大連技術経済開発区視察
10月19日(水)	午前：大連空港出発 午後：花巻空港着後解散

・上記日程は、視察先等との調整により変更となる場合があります。

・中国南方航空・フラマホテル大連利用予定、全日程食事付

大連経済事情視察の参加申込書・詳細については、本会からの8月18日付け文書をご覧ください。

<中国・大連市について>

大連市は、中国政府が打ち出している「東北地方等の旧工業基地振興戦略」の中でも、最重点地域として位置付けられており、中国東北3省(遼寧省・吉林省・黒龍江省)は、今後ますますの発展が見込まれています。

投資環境としても、外資系企業にとって政策面で税制などの優遇策も充実しており、特に日本語を話せる人材の数は、中国国内でもトップといわれ、日系企業の中国への進出先としての環境は最も整っている地域の一つといえます。

現在、大連市には外資系企業が約10,000社進出しており、内日系企業は約2,500社を数えます。在留邦人は6,000人ほど居るといわれ、市内には日本料理店も数多く、ショッピングセンターでは日本の食品も手に入ります。中国国内でも対日感情の最も良い地域であるなど、生活面・治安面でも日本人にとって住みやすい地域といえます。

～大連経済事情視察に関するお申込み・お問合せは～

市場開発部まで。TEL019-624-1363 FAX019-624-1266



旅順地区戦跡

計画支援型実験補助制度

「商人(あきんど)くん」のご紹介

自分たちのアイデアを生かしたい！
 小さな取り組みからはじめたい！
 アイデアをすぐ実行に移したい！

「商人くん」はそんな皆様のご要望にお応えします。

ポイントその1 「フリープラン支援」

皆さん、「補助メニュー」に合わせてムリに事業をつくっていませんか？

「商人くん」はメニューはお示ししません。皆さんが「自ら考え」「自ら行う」自由な活動を支援します。

ポイントその2 「身の丈支援」

皆さん、補助制度に合わせてムダにお金をかけてませんか？「商人くん」は「小さくてキラリと光る身の丈事業」を支援します。(補助上限 50 万円。補助下限 10 万円。)

ポイントその3 「加点支援」

皆さん、決まった補助金の減額を気にかけてませんか？

「商人くん」は「加点方式」。皆さんがあらかじめ設定する目標をクリアすれば、基本補助率が大幅アップ！(基本補助率 1/2 加点補助率 4/5)

ポイントその4 「迅速支援」

皆さん、行政のスケジュールで事業時期を決めていませんか？

「商人くん」は、思い立ったら即申請、即支援。皆さんのアイデアを即実行につなげます。

< 制度内容 >

[1] 補助対象事業者 TMO

申請に当たっては、TMOと共同事業実施者(商業団体、任意の商業者グループ[3人以上で構成])が連名で行うことを条件とします。

[2] 補助対象事業

商業者が「自ら考え」「自ら行う事業」であって、商店街・中心市街地の活性化に資する事業

[3] 運用基準

(1) 個人の資産形成に資する事業や公序良俗に反する事業など、不適切と認められる事業や単なる営業活動事業、従前事業の財政支援的な事業は除外。

(2) 「生活者との協働」を促進する事業を重点支援(おおむね総事業費30万円程度の小規模事業を想定)

(3) 申請は、原則として、1TMOにつき1事業。(幅広く試験展開を図るため)

[4] 補助額 上限50万円(下限10万円)

[5] 補助率 基本補助率 1/2 加点補助率 4/5

(1) 事業企画に当たっては、必ず、商業者(事業主体)自らが目標設定を行うものとします。

(2) 当初設定した目標について、事業実施後検証し、これを達成した場合は、「加点補助率」を適用します。(加点補助率適用の場合でも、補助交付上限額は50万円です。)

[6] 申込期限

受付開始 平成17年9月15日(木)

募集期限 平成17年10月17日(月)

[7] 申込先

本会 連携支援部 担当: 佐々木 鈴江 工藤

TEL: 019-624-1363 E mail: ginga-mall@ginga.or.jp

様式は、各TMOに備え付けのものか、本会HP又は県産業振興課HPからダウンロードしてご利用ください。

[中央会HP] <http://www.ginga.or.jp/ginga/akindokun/>

[県産業振興課HP] <http://www.pref.iwate.jp/~hp0403/>

【 岩手県信用保証協会からのお知らせです 】

新保証商品「セレクトファンドQ」のご紹介

岩手県信用保証協会では、事業経営に積極的に取り組み、財務内容が一定基準以上の中小企業者(法人)を対象に、無担保・代表者のみの保証で、簡易かつ迅速(Quick)で対応する、新保証商品「セレクトファンドQ」保証を創設し、今年8月1日より取扱いを開始しました。

1. 保証の取り扱い

本保証については、本要領で特に定めるもののほか普通保証実施要綱に準拠するものとします。ただし、保証期間については、長期安定保証実施要綱に準拠するものとします。

2. 対象中小企業者

12ヶ月間の決算を1期以上有する補償対象業種を営む法人で次に掲げる要件を備える先。

- (1) CDR(モデル1評価)の評点が一定以上であること。
(直近2期の決算データ入力により算出された評点による。ただし、創業から決算を1期しか行っていない先の場合は、1期分の入力で可とします。)
- (2) 直近決算において債務超過でないこと。
- (3) 取り扱い金融機関の自己査定で「要管理先」以下に該当しないこと。
- (4) 税金の滞納がないこと。
(原則として、税務署の納税証明書「その3の3」により確認するものとします。)

3. 保証限度

1企業あたり30,000千円。若しくは直近決算から算出した平均月商の3ヶ月分のいずれか低い方。ただし、関連・同一企業グループにあっては、グループ中1企業のみ利用とします。

4. 保証期間

7年以内。(据置期間1年以内)

5. 資金使途

運転資金。(旧債返済資金は除く。ただし、同一金融機関の既存の本制度及びセレクトファンドの残高を回収することは可とします。)

6. 貸付形式

証書貸付又は手形貸付。

7. 返済方法

原則として、元金均等返済又は元利均等返済とします。ただし、期限一括返済は、1年以内に限り認めるものとします。

8. 貸付利率

金融機関所定の利率。

9. 信用保証料率

CRDの評点により次のとおりとし、原則として一括徴収とします。

46点～59点.....	1.30%
60点～69点.....	1.20%
70点～79点.....	1.05%
80点以上.....	0.95%

ただし、上記にかかわらずセーフティネット保証に該当する場合は、一律0.90%とします。

10. 連帯保証人

代表者1名。ただし、共同代表の定めがある場合は、代表者全員とします。

11. 担保

不要。

12. 事前照会

金融機関は、すべてについて協会への事前照会を行ったうえで申込むものとします。

この保証制度は、この要領の定めのほかは、金融機関と締結している約定書の定めによるものとします。

第19回 岩手町

- Town Information - 岩手町は県都盛岡市より北へ30km、北緯40度線上にある水と緑の美しい自然豊かな町です。南北に国道4号線、JR東北新幹線及びIGRいわて銀河鉄道が交通体系の軸を形成しています。また、町の東部には国道281号が久慈平庭県立自然公園、陸中海岸国立公園へ連結し、西部には主要地方道岩手平館線、県道岩手西根線が国道282号及び東北自動車道西根ICに連結するなど、県北地域における交通の要衝として重要なネットワークを形成しています。



JR東北新幹線いわて沼宮内駅

町の基幹産業は農業で、特に春系キャベツ「いわて春みどり」などの高冷地野菜は市場評価も高く、生産量は県内トップの地位を占めています。また、全国最大規模の作付面積を誇るブルーベリーは、近年の健康食品ブームにより観光農園や生食販売も盛況です。

メモ 人口 16,987人 面積 360.55km²
URL <http://www.town.iwate.iwate.jp/>

岩手町「4つの駅構想」

岩手町では、町の活性化を図るための方策として「4つの駅構想」を打ち出しました。その手始めとして町の中心市街地となる沼宮内地区を魅力ある商店街とするため、平成13年に街の駅「よりーじゅ」を設置。この地域に伝わる「沼宮内伝説」の主人公「寄寿姫（よりじゅひめ）」に由来するこの街の駅は、地元商業者からの声をまとめた街路整備事業と共に新設され、商業者と生産者、そして消費者の交流拠点として中心商店街の重要な核施設となっています。



北上川源泉「いわてまち川の駅」

翌年の平成14年には地域文化の発信地として石神の丘美術館を併設する道の駅「石神の丘」が、また同じ年に町及び周辺地域の交通拠点となる東北新幹線いわて沼宮内駅がそれぞれ新設され、昨年6月には、北上川の始発駅として、流域に暮らす人々の交流と連携のシンボルとなり、川に関する情報を発信できるよう北上川源泉「いわてまち川の駅」が「4つの駅構想」のラストを飾りオープンしました。

岩手町では、この4つの駅を有機的に結び付け、地域振興及び交流人口の拡大を図るとともに、県北地域の拠点都市として、町が掲げる「未来に希望を持てるまちづくり」「安心が身近に感じられるまちづくり」を積極的に展開して行く方針です。

中小企業振興資金制度

町内で事業を営む中小企業者が事業資金を円滑に調達できるよう、町内の金融機関が融資枠を設定し、当該資金に係る利子の一部及び融資額に係る保証料を町がそれぞれ補給しています。

対象となる企業は、中小企業基本法第2条に定める会社・個人等となっております。

区分	融資限度額	保証料率	貸付利率	償還期間	利子補給率	保証人
運転資金	7,500,000円	有担保保証 1.1%	3年以内 2.7%	5年以内	年1.5%の 範囲内	連帯保証人 1名以上
設備資金		無担保保証 1.2%	3年以上 2.9%	7年以内		

詳しくは、岩手町企画商工課までお問い合わせください。

岩手町企画商工課 TEL 0195-62-2111 FAX 0195-62-2073



情報連絡員レポート

7月分 景況感は一進一退

全体の概要

前月に続き、鉄鋼・金属製造業等一部製造業では回復の動きがみられるものの、その他の製造業及び建設業、商店街等の非製造業では、燃料価格の高騰、公共工事の削減、消費の抑制等により特に収益・景況感の指標はマイナス幅が大きく、本県中小企業の景況は足踏み状態が続いている。

主な業界及び地域組合等の動向

菓子製造業

7月初、中旬にかけて、気温が若干低めに推移したこともあり、一部洋菓子、ケーキ関係は前年並み又は若干好調に転じたが、全体的に見れば消費の動向は弱いと思われる。

調味料製造業

味噌の出荷量は前年同月比-5.4%(106t)。在庫数量は前年同月比+2.9%(430t)。また、醤油の出荷量は前年同月比-12.6%(389 kℓ)。在庫数量は前年比+22.2%(545 kℓ)。

木材・木製品製造業

製材過程で生じるバーク(樹皮)、オガコ等の処理経費が堆肥、敷料等への利用減により、経営に影響を与えているところが出ている。

生コンクリート製造業

出荷量の減少に依然として歯止めがかからず、前年同月比84%と低迷している。

水産物卸売業

7月の水産物取扱高は取扱量で2,233t(前年同月比1.3%減)、取扱金額で1,555百万円(前年同月比3.3%減)となった。部門別では特に冷凍部門が不振。

各種商品小売業(盛岡市)

7月サマーポイントセールイベントとしてポイン

ト3倍セールや抽選会に集客を図ったが売上高・来店客数共に前年を割り込み、特に売上高のマイナス幅が大きく客単価の低下が続いている。

酒・調味料小売業

酒類全体で地域差があるものの92%~93%と厳しい数値となった。焼酎、ワイン、その他の雑酒(第三のビール)は好調だったが、その他の酒類(清酒、ビール、発泡酒、ウイスキー等)は前年を大きく割っている。中でも酒類のギフト商材は厳しい内容。

商店街等(盛岡市)

例年より遅い梅雨入りと、気温の低い日が中旬頃まで続いたことで季節商品の売上げが鈍化した。下旬にかけて気温も上がり売上げも回復傾向となってきたものの昨対で減少している。商店街の業種も、小売店の退店後は飲食業が入店という傾向になって来ている。買回品業種の出店を強く希望する。

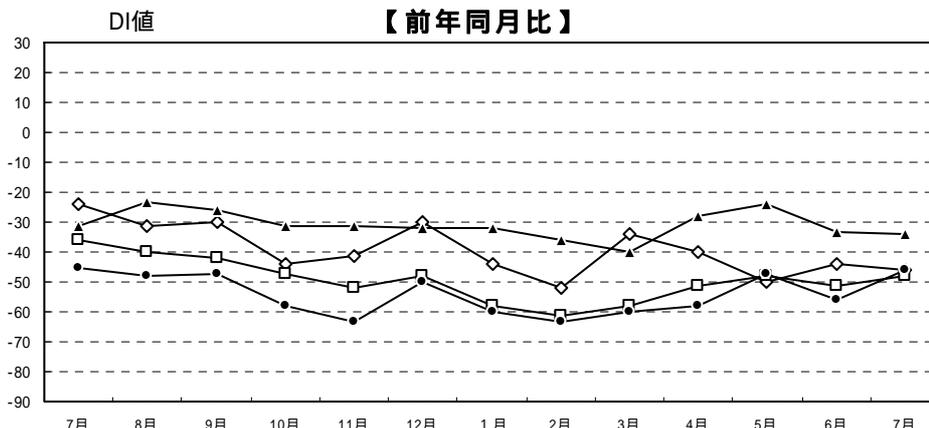
板金工業業

民間の仕事は多少出ているが、国、県、市町村からの受注工事の減少と、請負金額の下落続きで大変な様です。

建物サービス業

一年の中で単発的な作業が多い時期だが、予算等が厳しく請け負い金額の下落は止まらない感じ。

売上等の動向(全業種DI値)



景気動向指数

DI (デフュージョンインデックス) 値
DI 値は「好転」業種割合から「悪化」業種割合を差し引いた数値

- ... 売上受注
- ... 収益状況
- ... 資金繰り
- ... 景況

組合運営 Q&A

本稿では、組合を運営していくうえで生じやすいと思われる質問・疑問について、一問一答形式でお答えしていきます。

Q . 組合の役員たる監事は、組合員の中から選任すべきですか？また、組合員外から選任することはできますか？

A . 事業協同組合の役員たる「監事」の資格は、組合員とそれ以外の者たることを問わないので、員外から選任することができます。ただし、定款で員外監事の数の規定している場合や、員外役員を認めないという規定がある場合には、それに従わなければなりません。

組 織 化 動 向

組 織 化 動 向					
盛岡市総合ビルダー協同組合		理事長	大西 英世	出資金	100万円
景気の停滞が続く中、土木D級会の中で異業種の技術経験を有する数社が志を共にし、組合設立を決意。手を携えた活発な営業活動により官民の受注拡大と建設業許可及び官公需適格組等資格の取得を目標として設立。	住 所	盛岡市		組合員	5人
	事 業	共同受注及び共同受注斡旋事業			
	企業組合味工房楓		理事長	長洞 康子	出資金
スーパーマーケットの惣菜部門における長年の勤務経験を有するメンバーが各々の経験や調理師の資格を活かし惣菜の製造に携わり、自ら働く場を創出するとともに、責任ある組織運営体制を確立するべく設立。	住 所	宮古市		組合員	4人
	事 業	菓子、弁当、惣菜等調理食品の製造・販売			

会 員 動 向

訃 報	本会元理事工藤堅固氏葬儀	8 / 13
	本会元理事（元岩手県木材協同組合連合会会長）である工藤堅固氏が8月6日午前4時19分、お亡くなりになりました。（享年89才）謹んでご冥福をお祈り申し上げます。	
社団法人 日本グラフィックサービス工業会(ジャグラ)	岩手県支部 50周年記念式典	8 / 26
	社団法人日本グラフィックサービス工業会（略称、ジャグラ）岩手県支部（鉈屋町、鍋健男支部長）は創立から今年で50周年を迎え、盛岡市つなぎ温泉「ホテル紫苑」にて記念式典が盛会に催された。	



【岩手県中小企業団体中央会「創立 50 周年記念式典」

開催に伴う組合功労者表彰の推薦募集について】

本会は、昭和 30 年 12 月「岩手県中小企業等協同組合中央会」として創立し、今年 12 月に創立 50 周年を迎えます。

そこで本会では、創立 50 周年を迎えるに際し、「創立 50 周年記念式典」を来る 11 月 10 日(木)、盛岡市において開催する予定で準備を進めており、その席上、組合制度の普及と組合育成強化に尽くした組合功労者を表彰することといたしました。

つきましては、組合功労者表彰の推薦について、下記要領によりお送り下さいますようお願い申し上げます。

記

組合功労者の推薦の要領について

(1) 推薦いただく人数

役員(顧問含む)		2名
職員	職員数 30名未満	2名
	職員数 30名以上60名未満	3名
	職員数 60名以上	4名

ただし、役員、職員とも特別の事情がある場合、上記の人数を超えて推薦できるものとする。

(2) 組合功労者の基準

組合功労者は、組合制度の普及と組合の育成強化に尽くし、その功績顕著と認められ、他の範とするものであって、次に掲げる資格を備えたものであること。

現に組合の顧問、役員または幹部職員であること。

役員または幹部職員として7年以上の経歴を有すること。

この場合、複数の組合の経歴は通算できるものとする。

組合員の信頼が厚く、人格、識見ともに卓越していること。

原則として、以前に組合関係者として大会等において中央会表彰、知事表彰、全国中央会表彰等を受賞していないこと。

(3) 表彰決定通知

後日組合宛に文書により通知いたします。

(4) 表彰分担金

表彰が決定した際、表彰状・記念品作成等に係る実費として 1名につき 10,000 円 の負担をお願い申し上げます。

(5) 推薦方法

先日、会員組合宛にお送りいたしました「様式」に必要事項を記載の上、ご推薦ください。

(6) 推薦締切期日

平成 17 年 9 月 30 日(金)

(7) 推薦に関するお問合せ

本会総務企画部までご連絡下さい。(TEL: 019-624-1363)

【岩手県中小企業団体中央会
「創立 50 周年記念誌」への広告掲載方のお願いについて】

本会では創立 50 周年記念式典事業として「創立 50 周年記念誌」の編集を進めています。同記念誌への掲載広告につきましては、これまで多くの組合・企業等から申込を頂戴しておりますが、さらに多くの組合及び組合員企業等相互の紙上名刺交換等として活用していただきたいと存じますので、ご検討の程宜しくお願い申し上げます。

1. 記念誌の概要

- (1) 体裁 本文約 85 ページ、A4 版
- (2) 内容 祝辞、50 年の歩み、資料、組合名簿等

2. 紙上掲載種類

- (1) 様式 1 (紙上名刺交換) 掲載料 (原稿 1 枚につき) 10,000 円

〔名札版〕 掲載例

協 同 組 合 理事長 住所 FAX 組合 HP URL http://www.~ E-mail :	4cm 9cm
--	--------------------

- (2) 様式 2 (A4 版 1 / 4) 掲載料 (原稿 1 枚につき) 30,000 円
- (3) 様式 3 (A4 版半分) 掲載料 (原稿 1 枚につき) 50,000 円
- (4) 様式 4 (A4 版全面) 掲載料 (原稿 1 枚につき) 100,000 円

- (5) 募集対象 会員および組合員企業とします。
- (6) 申込方法 郵送、FAX、若しくは本会ホームページから電子メール (webmaster@ginga.or.jp) にてお申込下さい。広告の様式は本会ホームページからダウンロードしていただくか、総務企画部までご連絡下さい。
- (7) 申込締切日 平成 17 年 9 月 30 日 (金)

3. 本広告に関するお問合せ

本会総務企画部までご連絡下さい。(TEL : 019 - 624 - 1363)



【中央会主催事業等のスケジュール】

月 日・時 期	内 容	担 当 部
9月15日(木)	第57回中小企業団体全国大会(北海道大会) 場所 北海道札幌市 札幌ドーム 時間 10:00~13:00	総務企画部
9月22日(木)	中小企業連携促進懇談会(盛岡広域地区) 場所 岩手県民会館 第1会議室 時間 13:30~	市場開発部
9月29日(木)	中小企業連携促進懇談会(二戸広域地区) 場所 二戸パークホテル 時間 13:30~	市場開発部
9月30日(金)	中小企業連携促進懇談会(花北広域地区) 場所 ホテルグランシェール花巻 時間 13:30~	市場開発部
10月15~19日	創立50周年記念大連経済事情視察 訪問先 中華人民共和国 遼寧省 大連市	市場開発部
10月26~27日	組合女性職員研修会 場所 ホテルニュー江刺	総務企画部
11月10日(木)	岩手県中小企業団体中央会 創立50周年記念式典 場所 ホテルメトロポリタン盛岡「ニューウイング」 時間 13:00~	総務企画部

主要日誌 (8月1日~8月31日)

中央会主催・関連事業 ・第3回理事会 (8/4) ・中央会創立50周年記念式典における 中小企業庁長官表彰・東北経済産業局長表彰 選考委員会 (8/10)	関係機関・団体主催行事への出席等 ・岩手銀行会社説明会 (8/8) ・大連商談会对中国輸出水産食品取扱説明会 (8/9) ・官公需確保対策地方推進協議会 (8/17) ・岩手経済懇話会 (8/23) ・盛岡市産業振興専門部会 (8/24) ・全国大会特別委員会 (8/25) ・岩手地方最低賃金審議会 (8/26) ・盛岡市産業振興懇話会 (8/30)
---	--

盛岡人材銀行ニュース < 平成17年4月 - 17年7月分 >

(お問い合わせ) 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡人材銀行(019-653-3257)

職業	管 理 職				技 術 職					専 門 職			その他	合計
	総務	経理	営業	他	機械	電気	建築	土木	他	薬剤師	教育	他		
求人	5	5	21	145	13	17	55	29	97	12	11	154	37	601
求職	12	15	38	30	2	7	15	29	34	2	14	64	0	262
就職	2	2	6	11	0	1	8	2	4	0	3	17	1	57